

【認定申請の必要書類（「確認書」又は「住宅性能評価書」を活用する場合）】

R4.03.18作成

※「施行規則」＝長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則、「市要綱」＝京都市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱

確認 No.	図書の種類	明示すべき事項	備考	根拠法令等	部数
□ 1	受付管理票	様式のとおり	「事前協議を省略する場合」のみ提出	—	1部（正本のみ）
□ 2	チェックリスト	様式のとおり	「事前協議を省略する場合」のみ提出	—	〃
□ 3	認定申請書	様式のとおり	令和4年2月20日より新様式	施行規則第2条第1項	2部（正副とも）
□ 4	委任状	「京都市あてに長期優良住宅の手続きをする権限」が委任されている旨	委任者の押印をお願いします	—	〃
□ 5	確認書の写し	長期使用構造等であるかどうかの確認の結果	「品確法第6条の2第1項の規定による長期使用構造等であることの確認を受けた場合」のみ提出	市要綱・別表第1（2）	〃
□ 6	設計住宅性能評価書の写し	長期使用構造等であるかどうかの確認の結果	「住宅性能評価を受けた場合」のみ提出	市要綱・別表第1（3）	〃
□ 7	許可書等の写し		「都市計画や景観の手続きが必要な場合」のみ提出	市要綱・別表第1（7）	〃
□ 8	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	No.15に含まれる場合は省略可とする	施行規則第2条第1項表2	〃
□ 9	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空調設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空調設備等をいう。）及び当該空調設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置	No.15に含まれる場合は省略可とする	施行規則第2条第1項表2	〃
□ 10	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置	No.15に含まれる場合は省略可とする	施行規則第2条第1項表2	〃
□ 11	用途別床面積表	用途別の床面積	No.15に含まれる場合は省略可とする	施行規則第2条第1項表2	〃
□ 12	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式（計算式と、その根拠となる図を併記すること。）	No.15に含まれる場合は省略可とする	施行規則第2条第1項表2	〃
□ 13	2面以上の立面図	縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置	No.15に含まれる場合は省略可とする	施行規則第2条第1項表2	〃
□ 14	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	No.15に含まれる場合は省略可とする	施行規則第2条第1項表2	〃
□ 15	確認書又は設計住宅性能評価書の交付を受ける際に性能評価機関に提出した添付図書の写し（※以下の箇条書きは資料内訳の型）	性能評価機関に提出した添付図書の写し提出してください。（ただし、下別表にて不要とする図書を除く。）	性能評価機関の経由印があるものを提出	市要綱・別表第1（2） 市要綱・別表第1（3）	〃
□	・維持保全計画書	維持保全の方法、点検時期（起算点も明記）など			
□	・設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明			
□	・外皮性能の計算結果				
□	・仕様書（仕上表を含む）	部材の種類、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種類			〃
□	・基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法			
□	・各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法			
□	・小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法			
□	・各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法			
□	・機器表	エネルギー消費性能向上設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法			
□ 16	住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式認定等が交付する住宅型式性能確認書を含む。）	—	「住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の部分を含む住宅の場合」のみ提出	市要綱・別表第1（4）	〃
□ 17	型式住宅部分等製造者認証書の写し	—	「住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅の場合」のみ提出	市要綱・別表第1（5）	〃
□ 18	状況調査書	—	「増改築時の申請の場合」のみ提出	施行規則第2条	〃
□ 19	建設住宅性能評価書の他既築部分の仕様の根拠となる図書	—	「増改築時の申請の場合」のみ提出	市要綱・別表第1（9）	〃
□ 20	検査済証の写し等	—	「増改築時の申請の場合」のみ提出	市要綱・別表第1（9）	〃

※以下の図書は不要です。（不要となるのは「等級の算出に必要な計算書」であり、計算結果は添付が必要です。）

確認 番号	図書の種類	明示すべき事項	備考	根拠法令等	部数
□ 1	耐震等級の算出に必要な構造計算書	—	—	市要綱・別表第2	—
□ 2	断熱等性能等級の算出に必要な計算書	—	—	市要綱・別表第2	—

【認定申請の必要書類（「確認書」又は「住宅性能評価書」を活用しない場合）】

R4.03.18作成

※「施行規則」＝長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則、「市要綱」＝京都市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱

確認	No.	図書の種類	明示すべき事項	備考	根拠法令等	部数
<input type="checkbox"/>	1	受付管理票	様式のとおり	「事前協議を省略する場合」のみ提出	—	1部（正本のみ）
<input type="checkbox"/>	2	チェックリスト	様式のとおり	「事前協議を省略する場合」のみ提出	—	〃
<input type="checkbox"/>	3	認定申請書	様式のとおり	令和4年2月20日より新様式	施行規則第2条第1項	2部（正副とも）
<input type="checkbox"/>	4	委任状	「京都市あてに長期優良住宅の手続きをする権限」が委任されている旨	委任者の押印をお願いします	—	〃
<input type="checkbox"/>	5	許可書等の写し		「都市計画や景観の手続きが必要な場合」のみ提出	市要綱・別表第1（7）	〃
<input type="checkbox"/>	6	設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	7	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	8	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空調設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空調設備等をいう。）及び当該空調設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	9	仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種類		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	10	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	11	用途別床面積表	用途別の床面積		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	12	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式（計算式と、その根拠となる図を併記すること。）		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	13	2面以上の立面図	縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	14	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	15	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	16	各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	17	小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	18	各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	19	各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	20	機器表	エネルギー消費性能向上設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法		施行規則第2条第1項表1	〃
<input type="checkbox"/>	21	住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式認定等が交付する住宅型式性能確認書を含む。）	—	「住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の部分を含む住宅の場合」のみ提出	市要綱・別表第1（4）	〃
<input type="checkbox"/>	22	型式住宅部分等製造者認証書の写し	—	「住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅の場合」のみ提出	市要綱・別表第1（5）	〃
<input type="checkbox"/>	23	状況調査書	—	「増改築時の申請の場合」のみ提出	施行規則第2条	〃
<input type="checkbox"/>	24	建設住宅性能評価書の他既築部分の仕様の根拠となる図書	—	「増改築時の申請の場合」のみ提出	市要綱・別表第1（9）	〃
<input type="checkbox"/>	25	検査済証の写し等	—	「増改築時の申請の場合」のみ提出	市要綱・別表第1（9）	〃